

第3回 忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会 会議録

日時：平成29年12月18日（月）午後1時半～
場所：忠岡町役場 3階 研修室1・2

■会議次第

案件

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案）について
2. その他

■資料

資料 1：忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案）（第1章～第4章）
追加資料：忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案）（第5章）

■出席者【委員】

行 貞 伸 二	大阪体育大学講師
高 見 晃 市	忠岡町自治会連合会会長
西 出 富 譽	忠岡町老人クラブ連合会会長
廣 部 尚 武	泉大津市医師会代表
寺 本 正 徳	忠岡町歯科医師会代表
辻 内 秀 美	泉大津薬剤師会代表
久 保 亜由美	忠岡町居宅介護支援事業者代表
上ノ山 幸 子	忠岡町社会福祉協議会会長
勝 元 芳 夫	忠岡町民生・児童委員協議会会長
森 野 良 勝	忠岡町国民健康保険運営協議会会長
角 田 龍 哉	大阪府和泉保健所代表
是 枝 綾 子	忠岡町議会福祉文教常任委員会委員長
石 原 廣 二	忠岡町身体障害者福祉会代表
大 津 雄 大	忠岡町介護福祉施設代表
中 谷 由 美	忠岡町福祉事業所連絡会会長

■欠席者【委員】

井 下 知 子	忠岡エイフボランタリーネットワーク副会長
樋 口 早智子	忠岡町心身障害者（児）福祉会代表

■出席者【事務局】

和田町長、健康福祉部 東部長 いきがい支援課 泉元課長、仲岡、柳田

■出席者【コンサル／(株)ぎょうせい】

河野

■傍聴者

1名

事務局開催宣言

委員長挨拶

町長挨拶

事務局：ありがとうございました。なお、本会議は設置要綱第6条の規定により、定員の過半数の方に出席していただいていますので、会議は成立していることを報告いたします。それでは議事進行につきましては、設置要綱第6条の規定により、委員長が議長となっておりますので、行貞委員長に議事をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：それでは、次第にしたがい、会議を進めさせていただきます。案件1の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案）の第1章から第3章まで説明をお願いいたします。

案件1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案）について

・・・資料1に基づき、第1章から第3章について、(株)ぎょうせい河野が説明

委員長：説明は以上のおりですが、説明につきまして何か質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続いて第4章及び第5章について、説明をお願いいたします。

案件1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案）について

・・・資料1及び追加資料に基づき、第4・第5章について、事務局が説明

委員長：ただいまの説明について、何か質問等ございませんでしょうか。

委員：質問でなくて意見でもいいですか。

委員長：どちらでも構いません。

委員：大変多岐にわたっての計画ということなので、まとめるのが大変だったと思います。いくつか申し上げたいと思います。私は専門職ではないので、住民の目から見てということで、ちょっと意見を申し上げたいと思います。高齢者施策の展開方向という第4章のところですが、69ページの(4)の生活支援の充実は、高齢者福祉の部分が大きいと思いますが、書いてあることは是非やっていただきたいなということで、それに加えて、ちょっと抜け

ているところ、足りないなと思うところを申し上げたいと思います。高齢者の方は年金で生活している方がほとんどなので、年金がたくさんあれば問題なくサービスも利用できますが、例えば、ひとり暮らしの高齢女性は年金が少ない方が多いので、なかなか生活するのも大変ですし、介護保険のサービスを利用するのも、自分で1か月負担できる金額も目いっぱいには利用できないということで、自分で制限される方が多いということで、必要なサービスが利用できるように、色々な面で忠岡町の支援をしていただきたいと思います。それで、70ページの生活支援の充実で、経済的な支援の部分とか、配食サービスも安く配食してもらっていて、これは非常に喜ばれていますが、内容も充実してほしいのですが、ここに書かれていないことを是非やっていただきたいということで、1つ、忠岡町の水道事業が31年の4月から大阪広域事業団に広域化されるということで、その際に、水道料金の減免制度がなくなるんですね。かなりの方が水道料金の基本料金を免除してもらっているので、この制度がなくなるということなので、この計画の中にそれがあって、福祉的な減免制度なので、福祉の計画ですので、ここでそういう制度を引き続きやっていくことも是非入れていただきたい。勿論、忠岡町は福祉の減免制度を色々としていただいているんです。水道、下水道、固定資産税も減免制度をされていたりとか、様々な福祉軽減の部分をこちらに是非載せていただいて、そこをもう少し充実していくというふうにしていただけたら、生活支援が充実されていくのではないかと思います。もう1つ、高齢者の住まいづくりというところで、サ高住とか住宅改修くらいしか書いてないのですが、サ高住とか有料老人ホームに入れるというのは、かなり年金の多い方でないと入れないんです。やはり14~15万円は絶対いりますので、それを払ったら何も残りませんということだったら、生活できないので、それ以上の年金がないといけないということで、やっぱりそういう方はそこに入っていたらいいのですが、在宅で、地域でと言うのであれば、やっぱり住み続けられるような住まいの確保について、もう少し色々。例えば、住宅改修についても、もう少し負担金が少なくできるようにとか、色々、そういったこともしていただけたらと思います。生活保護を受給されている方はまだいいですが、そのちょっと上の方が本当に生活が大変なんです。保険料を払わなくてはいけないし、利用料の負担ということで、可処分所得が生活保護基準の方以下になってしまう方について救済していくために、利用料の減免制度、軽減ということも是非考えていかないと、我慢をして重度化して、結局は介護保険をいっぱい使うことになるということになりますので、そういった点も含めてやっていただきたいというところで、87ページの介護保険サービスの利用者負担額の軽減制度の周知と書いてありますが、これは1/2は本人に負担してもらうのですが、残りの半分は社会福祉法人、残りは忠岡町ということですが、これは介護報酬が低いまま、社会福祉法人に頑張ってくれと言っても、なかなか手をあげられない状態ですし、実際に忠岡町の利用者は今までゼロで、周知してもそういったことができないという状況になっているのであれば、やはりここは忠岡町独自で、生活保護を受けている方の利用料は出ますが、それよりもちょっと上で受けられない方で負担が大変な方についてどうしていくのかというところで、周知徹底だけでは実際には絵に描いた餅で実施されません。ということで、利用者負担の軽減制度について、もう少し独自に考えていただけたらなと思います。ひとり暮らしの70歳の高齢の女性の方が1か月の最低生活保護基準は持家の方で71,430円。これを超えたら保護の対象ではないということで、家賃は39,000円、家賃を払っている

方でしたら110,430円が最低生活費のラインなんです。ケースでいうと、70歳のひとり暮らしの女性。これよりもちょっとでも上の方は保護の対象ではないので、保険料から利用料から何から何まで自分で払わないといけないということで、可処分所得は非常に低いということなので、そのうえで1割の負担をするのは大変だと思いますので、そういった生活実態からして生活を支援していくと、住み慣れた忠岡町で住んでもらいたいと書いてあるのなら、そういったことも含めて考えていくべきではないかと思います。ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いします。

委員長：ご意見ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。

委員：高齢者は何歳からですか。今、高齢者と全体を通して書いてあるのですが、最近では75歳からが高齢者ということになっているので、今の話は全然どなたもあてはまらなくなりそうですし。個人が大変なのはわかりますが、町はもっと大変になってしまいます。65歳からだったら。経済が大変なのは、大事なのはよくわかりますが、全体に計画が立てようがないほど、混乱した定義でお話が進んでいるように思います。例えば、私は主治医意見書、要介護の申請のための主治医意見書を書くんですが、そこにこんな介護が必要ですよという欄はないです。どういう医療が必要ですかという項目しかないんです。高齢者が75歳以上となると、これは命に関わる病気がちょっと調べたら年齢の10で割った位は出てきますので。ほとんど介護でお願いする、どうしたらいいかというようなところで書きようがない意見書になってしまうので。予備欄には医療だけではとてもこの方を支えることはできませんというコメントを書くしかなくなっている状態です。そういうこと、をまず知ってほしいと思います。

委員長：何歳から高齢者かというのは、確かに定まったものにはなっていないくて、例えばこの高齢者の福祉計画だったら、老人福祉法でも高齢者は何歳という定義はないですね。介護保険でいえば、第1号被保険者が何歳以上であると位置づけられていて、勿論先生はご理解の上での問題提起だと思うのですが、今現在ここで議論されているのは65歳以上というのが、対象の話になります。現在は、75歳以上というのは後期高齢者になるということです。

委員：今の話では、町の負担がすごく大きくなる。

委員長：そうですね、全体の費用が上がれば、その負担割合で上がりますので。

委員：先程のサ高住の話ですが、よその市はわかりませんが、うちは生活保護の方がたくさん入っています。ひとりでどうしようもできない人、生活できない人は、家賃は高いですが、ちゃんと入れています。だから、お金がないからサ高住に入れたいのではなくて、忠岡町で考えていただいているので、心配ないかなと思います。

委員：お金がない方でも入れるサ高住があるということですが、本当に自由になるお金がない生活保護より少しでも上の方は、生活保護が受けられないので、そういった方は保険料を払い、窓口に負担を払い、介護保険を利用したら1割負担を払い、ということで、色々な負担を引くと本当に残るものがないから、サ高住に入るのも大変ということで。入れるのなら入りたいという声はあちこちであるのですが、そういった方々もたくさんいらっしゃいます。

委員：皆さんにお聞きしますが、介護サービスを受けられた方は、皆さんいきいきしておられますか。体が動かないようになったら家で療養している、そんな中で介護サービスを受け

るのはありがたい。でも介護サービスを受けられた方が、どれだけ受けて良かったと喜んでおられるのか、どれだけ生きがいを感じる体制になっているのか。一つの関心事は予防です。私の一番の個人的な関心は、できるだけ認知症にはなりたくないと思うんです。でもこれは先生におたずねしますが、認知症にかからない確かな方法というのはあるんですか。予防どうのこうのと書いてありますが、予防どうのこうのと書いてあるくらいなら、認知症にならないということもあるんですか。

委員：わかりません。色々なりませんとか、心配ないとか書いている先生はたくさんいらっしゃいます。

委員：そんな中で、この間、脳波検査に行きましたが、脳内の血管というのは大概、曲線ですが、私ののは鋭角に曲がっていた。診た先生もこんな血管は初めてと言っていたが、脳梗塞になりやすいと指摘されました。それを避けようとしたらどうしたらいいですかと聞いたら、まずタバコをやめなさいと言われたが、タバコは趣味ですから止めるつもりはない。脳梗塞になるのは、自分の責任でしょう。お医者さんの責任でもないし、国や町の責任でもない。みんな自分の責任です。

委員：誰の責任でもないです。寿命というのは誰の責任でもないです。

委員：59ページに、高齢者ニーズの調査から、非認定者の総合福祉センターは10%の利用と書いてあるが、90%は利用していないということ。利用しなくても元気ならそれでいい訳ですね。利用できても元気でないとするなら、つまり世話している人のためにサービスを利用しているという方もあり得ると思う。そういう点において、冒頭に委員長さんが挨拶の中でおっしゃった、税金でまかなうか、受益者負担でまかなうかということ。日本は受益者負担でまかなっている。それをそれぞれが当たり前と思えば、率が上がっても、おそらく不満は出ないと思う。介護サービスをどれほど利用しようが、予防に町が力を入れて利用してもらおうが、本人にすべては自分に責任があるということの自覚がなければ、どのくらい安くしようが、これくらい払わないといけないのかと思う。介護サービスを皆さん、喜んで使っていますか。

事務局：介護サービスを利用されている方の満足度というのは、なかなか計り知れないところがあると思うのですが、介護利用をされたのは原因が何かというのもあると思います。例えば、脳梗塞や脳内出血で麻痺が残ってしまったという場合、その方は申し訳ないですが、回復することはないです。ですから、その場合、維持改善のために介護サービスを使ってリハビリなり、入浴サービスを使っただいて、生活の質を図っていただくというのであれば、そういう方から苦情を聞いたということはないので、介護サービスの利用にあたっては満足されているのかなとは思いますが。実際に利用されている方というのは、認定率が20%強しかいらっしゃいません。残りの方は保険料だけを払っておられます。そういう方は、保険料が高いという言葉もいただきます。それは当然かなと思います。将来的にみたら、大体、3人のうち2人は、亡くなるまでに認定を取ります。残り3分の1は、介護を使わずに亡くなっている方が出てきます。それは病気によって退院できずに亡くなる方もいらっしゃいますし、それは色々ですが、数字的にはそうなります。認定の軽い方は、今でいう生活習慣病というか、不活発であって、要支援とか要介護1になっている方がいらっしゃいます。その方を今は、いかにして元気になって軽い認定になるか自立になっていただくという、そういう方向に世の中がシフトしている状況ですので、元気になってそ

れぞれの家庭で今までと同じような生活をしていただくにはどうしたらいいか、というのがこれからの課題で、これからどんどん高齢者が増えていくなかですので、そういった方は認定にならずに非該当というようになるような介護保険制度にしていかなければならないということで、介護予防に力を入れていこうというのが今の流れになっているところです。満足度と言われると、個々の利用もありますし、使いたくても収入によって利用を制限されている方、月1万までというような使い方をしてる方も中にはいらっしゃるというのは、我々も把握はしていますが。そのへんは利用料の減免とかそういう形にはなっていないかと思いますが、財政的に厳しいところですので、そういう形の減免制度はされていないところが多いのが実情です。

委員長：ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

委員：予防というところにももう少し力点を置かないと、だんだん皆さん、高齢になってくると、介護保険をどんどん利用する方が増えていく。そうしたら保険料も上がるし、ということで、本当に財政的にも忠岡町も大変だということであれば、予防にシフトというか、予防の部分がこの計画でも少ないので、そこのところをもう少し充実させるということも大事ではないかと。74ページに認知症カフェの設置とありますが、これを聞いたら、グループホームの中です、グループホームだけの話と聞いたので、そうではなくて、社会福祉協議会で今、地域の集会所とかで、カフェですか、そういう取組をされている、サロンですか、されているんですが、ボランティアをする側と受ける側ということではなく、自分たちで、空き家を利用して地域ですとか、全国的には千葉県の流山市が有名ですが、そこは市が改修費の補助を出したり、運営費を年間わずかですが出したりとかいうことで、それをやってどれだけ効果があるかは、すぐには結果がわかりませんが、そういった予防のための取組をもう少し色々増やしたらどうかと思います。少しの補助金で認知症の人が減ったり、介護を受ける人が減ったら、本人も介護保険を受けたい、利用したいと思って自分で悪くなるとういう人はいないと思うので、やっぱり健康で健康寿命でしたか、それを延ばしていくための計画でもあるというふうに考えて、そういう取組への助成を考えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

委員長：はい、ありがとうございます。他に、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これで本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。最後に何かございますか。それではないようですので、これをもちまして閉会とさせていただきます。皆さん、ありがとうございました。

事務局：委員長ならびに委員の皆様方には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。委員の皆様方、大変お忙しいとは存じますが、今後ともよろしくお願いいたします。次回ですが、1月31日（水）午後1時30分から予定しておりますので、また、案内はあらためてさせていただきますが、予定の程よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。